

保護者各位

福島県立岩瀬農業高等学校長

本校における新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について

日頃より、本校の教育活動に対し、御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県知事から令和3年2月7日までの緊急対策として、不要不急の外出自粛を始めとした要請があり、これを受けて令和3年1月12日付けで、県教育委員会から県立学校に対し、感染拡大防止対策の徹底について通知があったところです。

本校においては、換気・消毒の徹底や昼食会場の分散など、これまで行ってきた感染症対策に加え、下記により感染拡大防止対策を講じながら教育活動を継続いたしますので、御協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

記

1 対象期間 令和3年1月13日（水）から令和3年2月7日（日）まで

※ 終了期日が変更となる際は、改めてお知らせします。

2 対象期間における対応

(1) 感染リスクの高い学習活動の停止

- 例) 長時間、近距離で対面形式となるグループワーク
近距離で一斉に大きな声で話す活動
生徒同士が近距離で活動する実験や観察
室内で行う合唱や管楽器演奏
近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞
調理実習
密集する運動
近距離で組み合ったり接触したりする運動

(2) 進路活動や全国大会出場等、やむを得ない事情のある場合を除き、緊急事態宣言対象地域への往來の自粛

(3) 全国大会、東北大会、県大会等への参加を除く遠征や対外試合、練習試合等の自粛

(4) 部活動前後における生徒同士の食事の自粛

(5) 貸切バスを使用するような校外学習等の自粛

(6) 生徒の同居家族に発熱等の症状がみられる場合の出席停止措置の実施

3 御家庭にお願いしたいこと

(1) 健康観察及び基本的な感染症対策の継続

○毎日の検温の継続 → 発熱がある場合、風邪症状がある場合は登校させないでください。出席停止扱いとします。

○生徒が濃厚接触者と認定された場合、陽性者となった場合は、学校まで御連絡願います。

(2) マスクの着用 → 登下校時、外出時も含め、マスクの着用を徹底させてください。

(3) 不要不急の外出（特に午後8時以降）及び外泊の自粛

(4) 差別・偏見・中傷の防止

感染者や濃厚接触者に対する差別・偏見・中傷の防止について、御家庭でも御指導をお願いします。

4 その他

緊急のお知らせがある場合は学校のHPに掲載しますので、情報の更新に御留意ください。

岩瀬農業高等学校HP <https://iwase-ah.fcs.ed.jp/>



(事務担当 教頭 電話 0248-62-3145)